

令和 8 年 9 月 定例会 議案概要

第 5 6 号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員駒場伸子氏の任期満了（令和 8 年（2026年） 1 2 月 3 1 日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏 名：駒 場 伸 子（こまば・のぶこ）

生年月日：昭和 2 7 年（1952年） 1 月 2 日

略 歴：元越谷市立大袋北小学校長

人権擁護委員

第 5 7 号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員市川美砂子氏の任期満了（令和 8 年（2026年） 1 2 月 3 1 日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏 名：小 林 中 子（こばやし・なかこ）

生年月日：昭和 3 3 年（1958年） 7 月 8 日

略 歴：民生委員・児童委員

第 5 8 号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員吉村総一氏の任期満了（令和 8 年（2026年） 1 2 月 3 1 日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏 名：麻 王 秀一郎（あさお・しゅういちろう）

生年月日：昭和 5 1 年（1976年） 9 月 7 日

略 歴：弁護士

元越谷市自殺対策連絡協議会委員

第 5 9 号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員高橋護氏の任期満了（令和 8 年（2026年） 1 2 月 3 1 日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏 名：高 橋 孝 雄（たかはし・たかお）

生年月日：昭和 4 0 年（1965年） 4 月 2 日

略 歴：司法書士

市長の諮問機関である越谷市行政経営審議会の答申を踏まえ、令和7年6月に改定した「使用料等のあり方に関する基本方針」に基づき、関連する15議案（★印）において、使用料及び手数料の見直しを行うもの

【共通する基本的な考え方】

(1) 受益者負担の原則

行政サービスの利用に伴う費用は、公平性の観点から利用者に費用の一部負担を求める。

(2) 算定方法の明確化

利用者に適正な負担を求めるため、算定方法を明確にし、透明性を確保する。

(3) 行政サービス向上の取組

事務の効率化や経費削減を図り、効率的で効果的な行政サービスの提供に努めるとともに、市民の利用満足度や施設稼働率の向上を図る。

【算出式】

使用料等 = 原価(※) × 受益者負担割合 ± 近隣等比較考慮

※人件費、物件費、減価償却費等が対象となる。

第60号議案 越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について★ 【市長公室人権・男女共同参画推進課】

越谷市男女共同参画支援センターの使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和9年1月1日から施行し、同年4月1日以後の使用に係る使用料について適用

第61号議案 越谷市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例制定について★ 【危機管理室】

自転車等の撤去に係る手数料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和9年4月1日から施行

第62号議案 越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について 【消防局消防総務課】

国家公務員の取扱いに準じ、大規模災害時に消防の応援等を任務として出動した職員に係る特殊勤務手当を定めるもの。公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用

(1) 支給要件

消防組織法に規定する緊急消防援助隊として出動したとき。

(2) 支給額

1日につき2,880円

第63号議案 越谷市火災予防条例の一部を改正する条例制定について 【消防局予防課】

調理器具の周囲で使用する排気ダクト等について、火災予防のための管理基準として、国から示された基準に基づき、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に、油脂等が付着しないように適切に管理することを新たに義務付けるもの。令和9年4月1日から施行

第 6 4 号議案 越谷市地区センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について★

【市民協働部市民活動支援課】

越谷市地区センターの使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 1 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

第 6 5 号議案 越谷市市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について★

【市民協働部市民活動支援課】

越谷市市民会館の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 1 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

第 6 6 号議案 越谷市交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について★

【市民協働部市民活動支援課】

越谷市交流館の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 2 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

第 6 7 号議案 越谷市市民活動支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について★

【市民協働部市民活動支援課】

越谷市市民活動支援センターの使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 1 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

第 6 8 号議案 越谷市立体育館条例の一部を改正する条例制定について★

【市民協働部スポーツ振興課】

越谷市立体育館の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの

- (1) 北体育館、南体育館、西体育館及び地域スポーツセンターの使用料の見直し

《令和 9 年 2 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用》

- (2) 総合体育館の使用料の見直し

《令和 9 年 1 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用》

第 6 9 号議案 越谷市立屋外体育施設条例の一部を改正する条例制定について★

【市民協働部スポーツ振興課】

越谷市立屋外体育施設の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 2 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

第 7 0 号議案 越谷市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について★

【市民協働部スポーツ振興課】

越谷市民プールの使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 3 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

**第 7 1 号議案 越谷市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定
について★** **【高齢介護部高齢福祉課】**

越谷市立老人福祉センターの使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 1 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

第 7 2 号議案 越谷市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について★ **【市民協働部市民課】**

越谷市斎場の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 3 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

**第 7 3 号議案 越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて★** **【環境経済部資源循環推進課】**

廃棄物の処理手数料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 4 月 1 日から施行

第 7 4 号議案 市道路線の廃止について **【建設部道路総務課】**

中川河川改修に伴うもの 2 5 路線、終点変更 1 路線、一部払下げ 2 路線、合計 2 8 路線、延長 1 1, 0 5 2. 6 0 m を廃止するもの

第 7 5 号議案 市道路線の認定について **【建設部道路総務課】**

起点変更 9 路線、宅地造成に伴い帰属したもの 8 路線、終点変更 7 路線、合計 2 4 路線、延長 8, 8 1 8. 0 0 m を認定するもの

第 7 6 号議案 越谷市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について★ **【教育総務部生涯学習課】**

越谷市公民館の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 1 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

**第 7 7 号議案 越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定に
ついて★** **【教育総務部生涯学習課】**

越谷市日本文化伝承の館の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 8 年 1 0 月 1 日から施行し、令和 9 年 5 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用

**第 7 8 号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例制定について** **【こども家庭部こども政策課】**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（省令等）の一部が改正されることに伴い、省令等に従い、関係 6 条例について、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童福祉施設の設置者等に児童等と接する業務に従事する者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けるもの。令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行

【改正する条例】

- (1) 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (3) 越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 越谷市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
- (5) 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 越谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 79 号議案 財産の取得について（学習者用タブレット端末等）

【学校教育部教育センター】

- (1) 取得財産：学習者用タブレット端末 26,217 台外
- (2) 取得価格：17 億 9,376 万 7,140 円
- (3) 契約の相手方：富士電機 IT ソリューション株式会社

第 80 号議案 財産の取得について（越谷市立川柳中学校音楽用備品）

【教育総務部学校管理課】

- (1) 取得財産：越谷市立川柳中学校音楽用備品
- (2) 取得価格：3,353 万 6,800 円
- (3) 契約の相手方：株式会社 下倉楽器 大宮店

第 81 号議案 財産の取得について（越谷市立川柳中学校備品）【教育総務部学校管理課】

- (1) 取得財産：越谷市立川柳中学校備品
- (2) 取得価格：5,472 万 7,068 円
- (3) 契約の相手方：株式会社 まつうら

第 82 号議案 財産の取得について（越谷市立川柳中学校消耗品）【教育総務部学校管理課】

- (1) 取得財産：越谷市立川柳中学校消耗品
- (2) 取得価格：6,408 万 7,593 円
- (3) 契約の相手方：株式会社 まつうら

第 83 号議案 財産の取得について（越谷市立川柳中学校図書）【教育総務部学校管理課】

- (1) 取得財産：越谷市立川柳中学校図書
- (2) 取得価格：2,565 万 2,570 円
- (3) 契約の相手方：株式会社 図書館流通センター

第 8 4 号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について★

【総合政策部行政管理課】

納税証明書等交付手数料等の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 4 月 1 日から施行

(1) 地方税法関係

項 目	現 行	改定後
納税証明書等交付手数料	200 円(※)	300 円
固定資産課税台帳閲覧手数料	200 円	300 円
固定資産課税台帳の記載事項に関する証明手数料	200 円	300 円

(2) 住民基本台帳法関係

項 目	現 行	改定後
住民基本台帳閲覧手数料	200 円	300 円
住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	200 円(※)	300 円
住民票の記載事項に関する証明手数料	200 円	300 円
除票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	200 円	300 円
除票の記載事項に関する証明手数料	200 円	300 円

(3) 越谷市印鑑条例関係

項 目	現 行	改定後
印鑑登録証明書の交付手数料	200 円(※)	300 円

(4) 越谷市認可地縁団体印鑑規則関係

項 目	現 行	改定後
認可地縁団体印鑑登録証明書の交付手数料	200 円	300 円

(5) 動物の愛護及び管理に関する法律関係

項 目	現 行	改定後
第 3 5 条第 1 項の規定に基づく犬又は猫の引取り手数料	2,000 円	3,000 円

(6) 全ての事務に共通する手数料

項 目	現 行	改定後
公簿、公文書及び図面にに基づく証明手数料	200 円	300 円
公簿、公文書及び図面の閲覧手数料	200 円	300 円
公簿、公文書及び図面の謄本又は抄本の交付手数料	200 円	300 円
その他の証明手数料	200 円	300 円

(※) 民間端末機による①課税・非課税証明書、②住民票の写し、③印鑑登録証明書の交付の場合、200 円のまま据置き

第 8 5 号議案から第 9 1 号議案まで

令和 8 年度越谷市一般会計補正予算（第 2 号）について ほかに補正予算 6 件

第 9 2 号議案から第 1 0 1 号議案まで

令和 7 年度越谷市一般会計歳入歳出決算認定について ほかに決算認定 9 件

【問合せ】 総務部法務課

電 話 048-963-9130